

再 評 価 書

| 箇所名 | 一般国道 365 号 (東員工区その1) | | 事業名 | 道路事業 | | 課 名 | 道路建設課 (桑名建設事務所) | |
|---|-----------------------------|----------------------|-------------------------------|--------------------------------|--|-----|--------------------|--|
| 事業概要 | 工 期 (下段当初) ^{*1} | 平成 27 年度～ 令和 8 年度 | 全体事業費 (下段当初) ^{*1} | 1,300 百万円 (負担率：国 55%：県 45%) | | | | |
| | | 平成 27 年度～ 令和 8 年度 | | 1,200 百万円 (負担率：国 55%：県 45%) | | | | |
| 事 業 目 的 及 び 内 容 | | | | | | | | |
| <p>■当該路線の概要</p> <p>一般国道 365 号は、石川県加賀市から福井県、滋賀県、岐阜県を經由し、三重県いなべ市、東員町から四日市市に至る延長約 225 km の幹線道路であり、事業区間は産業・観光振興の支援や緊急・災害時の復旧・復興に資する道路です。周辺には大型商業施設や大規模工場等があり、物流や日常活動等を担うとともに、第 2 次緊急輸送道路に指定されている重要な路線です。</p> <p>事業区間は、片側 1 車線の路線ですが、四日市市、桑名市、いなべ市、東員町各所を連絡する交通の要所であり、周辺に立地する大規模工場や大型商業施設への通勤や物流に伴い、特に通勤時間帯に混雑しており、通勤や日常活動等に支障をきたしています。</p> <p>このようなことから、交通渋滞緩和、地域産業・観光支援、防災機能強化等を図るため、平成 27 年度に事業着手しました。</p> <p>一般国道 365 号の 4 車線化整備によって、周辺地域や高速道路とのアクセス性を向上させ、物流効率化等による産業活性化、観光地各所への移動時間短縮による観光振興の支援を図ります。また、広域防災拠点へのアクセス性を向上させ防災機能の向上を図ります。</p> <p>■事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋滞の緩和 ・ 産業・観光の支援 ・ 災害発生時の復旧・復興に資する緊急輸送道路の機能強化 <p>■事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画期間 12 年間 (平成 27 年度～令和 8 年度) ・ 全 体 事 業 費 1,300 百万円 (工事費：1,300 百万円) ・ 計 画 延 長 L=1.8km (起点) 東員町長深～ (終点) 東員町長深 ・ 幅 員 W=14.0m (25.0m) ・ 主 要 構 造 物 橋梁 6 橋 | | | | | | | | |
| 事 業 主 体 の 再 評 価 結 果 | | | | | | | | |
| <p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成 27 年に事業採択後、一定期間 (10 年) を経過し、継続中の事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条 (2) に基づき再評価を行いました。</p> | | | | | | | | |
| <p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗状況</p> <p>令和 6 年 3 月末時点の事業進捗率は事業費ベースで 87% (工事 87%, 用地 -%) となっています。</p> <p>2-2 今後の見込み</p> <p>令和 8 年度の全線供用に向け、事業を推進します。</p> | | | | | | | | |
| <p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>東海環状自動車道は、平成 28 年 8 月に東員 IC まで、平成 31 年 3 月に大安 IC まで開通しているほか、令和 6 年度にはいなべ IC まで、令和 8 年度には全線開通予定となっています。</p> <p>現道の交通量は年々増加し、今後も更なる増加が見込まれることから、ますます重要性が高まっており、事業の必要性に変化はありません。</p> | | | | | | | | |

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 前回評価時の費用対効果分析の結果 ※2

| |
|--|
| <p>【前回評価時】 (平成 27 年時)</p> <p>総費用 (C) 9.5 億円</p> <p>総便益 (B) 41 億円</p> <p>費用便益比 (B/C) = 4.3</p> |
|--|

② 費用対効果分析の結果 ※3

| 費用便益比 (B/C) | 総費用 (C) (残事業) / (事業全体) | 総便益 (B) (残事業) / (事業全体) |
|---------------|---------------------------|---------------------------|
| 【事業全体】 | 2.3 億円 / 15 億円 | 62 / 62 億円 |
| 参考 4.2 | 事業費 : 1.4 億円 / 14 億円 | 走行時間短縮便益 : 52 / 52 億円 |
| 参考 6.2 [2%] | 維持管理費 : 0.9 億円 / 0.9 億円 | 走行経費減少便益 : 8.1 / 8.1 億円 |
| 〃 7.6 [1%] | | 交通事故減少便益 : 1.7 / 1.7 億円 |
| 【残事業】 | | |
| 27.2 | | |
| 参考 33.7 [2%] | | |
| 〃 37.2 [1%] | | |

③ 感度分析の結果 ※4

| 【事業全体】 | 【残事業】 |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 交通量 : B/C = 3.8~4.6 (±10%) | 交通量 : B/C = 24.5~30.0 (±10%) |
| 事業費 : B/C = 4.2~4.3 (±10%) | 事業費 : B/C = 25.7~29.0 (±10%) |
| 事業期間 : B/C = 4.2~4.2 (±20%) | 事業期間 : B/C = 27.2~27.2 (±20%) |

※出典：費用便益分析マニュアル (令和 5 年 1 2 月 国土交通省 道路局 都市局)

4-2 その他の効果

① 交通渋滞の緩和

- ・事業区間周辺には、大規模工場や大規模商業施設が立地しているほか、東海環状自動車道東員 IC が直結していることから、混雑度が高い状況にあります。
- ・事業区間の 4 車線化により、交通容量を拡大することで、交通渋滞を緩和します。

② 物流の効率化

- ・事業箇所の周辺には、大規模工場や大規模商業施設が立地しているほか、東海環状自動車道東員 IC が直結していることから、物流交通が集中しています。
- ・事業区間の 4 車線化により、高速道路へのアクセス性を向上させ、物流の効率化を支援します。

③ 観光誘客の支援

- ・事業箇所周辺には東員町中部公園、LA・PITA 東員スタジアム、北勢中央公園、イオンモール東員店が立地しており、休日を中心として多くの観光客が来訪しています。
- ・特に LA・PITA 東員スタジアムでは、日本フットボールリーグの試合が開催されており、年間 1.5 万人が来場するほか、試合開催日には約 2,800 人の来場実績があり、交通が集中しています。
- ・事業箇所の整備により、交通容量を拡大することで、観光誘客を支援します。

④ 緊急輸送道路の機能強化

- ・現在、第 1 次緊急輸送道路である東海環状自動車道 (東員 IC) と、防災拠点である東員町役場等を結ぶ区間において、国道 365 号が第 2 次緊急輸送道路に位置づけられています。
- ・今後、東海環状自動車道の全線供用等もあることから、県内外を含めた他地域連携の強化や物資輸送の円滑化等、緊急輸送道路の機能強化が期待されます。

| |
|--|
| <p>4-3 地元の意向</p> <p>当該路線は産業・観光の発展、物流や広域交流に資する道路であるため、事業の早期完成を強く要望されています。</p> |
| <p>5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性</p> <p>5-1 コスト削減</p> <p>工事費の削減対策として、道路法面の防草対策で張コンクリートを行い草刈に要する維持管理費の削減を行います。道路照明についても電気代削減の観点からLED照明を採用します。</p> <p>5-2 代替案</p> <p>事業路線は、昭和59年度から平成19年度にかけて実施した一般国道365号員弁バイパス事業により、4車線化を計画し暫定2車線で供用しており、前事業時に用地をすべて取得していることから、現計画が最適と考えられます。</p> |
| <p>再 評 価 の 経 緯</p> |
| <p>当事業は平成27年度に事業着手しており、今回初めての再評価を行います。</p> |
| <p>事 業 主 体 の 対 応 方 針</p> |
| <p>三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点により再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。</p> |
| <p>委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】</p> |
| <p>事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。</p> |
| <p>対応方針の概要【事業方針作成時に記述】</p> |
| <p>審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施していきます。</p> |

※1 再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を記載する。

※2 再評価実施事業は、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は、当初計画時の内容を記載する。

※3 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い費用対効果分析の結果を記載する。

※4 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い感度分析の結果を記載する。